

奈良県いじめ問題再調査委員会条例をここに公布する。

平成二十六年十月十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第二十三号

奈良県いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

**第一条** いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。)第三十条第二項及び第三十一条第二項に規定する知事の附属機関として、奈良県いじめ問題再調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第二条** 委員会は、法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る調査の結果について調査を行う。

(組織)

**第三条** 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

(委員長)

**第四条** 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第五条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

**第六条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見

又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

**第七条** 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

**第八条** 委員会の庶務は、地域振興部において処理する。

(その他)

**第九条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。